審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の１６第２項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の１６第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第８２条の３（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	３日（書換えにあっては１日）
申　　請　　先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備　　考	